

第 11 次札幌市環境審議会の役割について

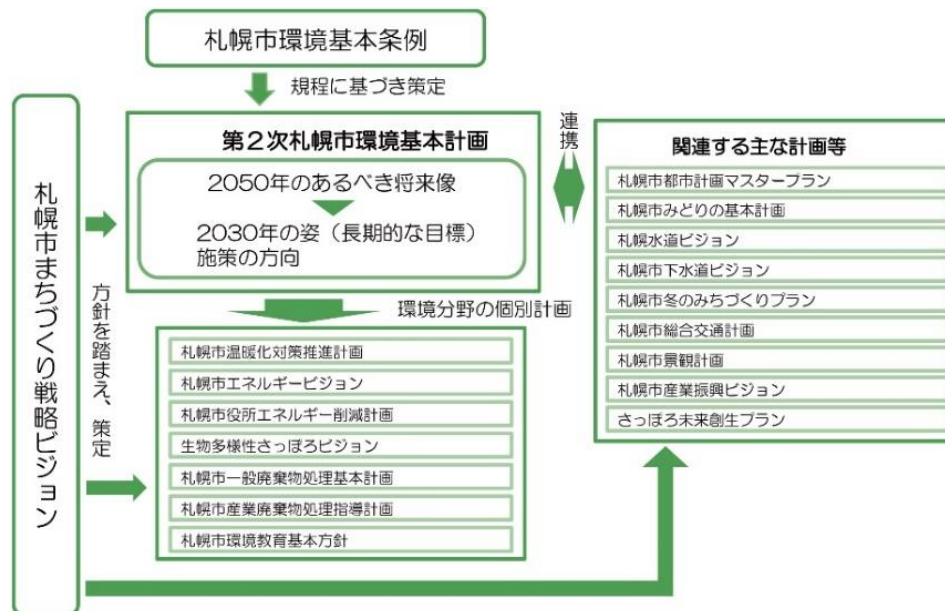
1. 札幌市環境審議会について

札幌市環境審議会（以下「審議会」という。）は、札幌市環境基本条例の規定に基づき設置され、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するもの。

第 11 次審議会では、以下の事項に関してご意見をいただきたい。

- ① 第 2 次札幌市環境基本計画（平成 30 年 3 月策定）の進行管理に関する意見
- ② 環境分野の個別計画の策定・改定に関する意見
 - ・「札幌市温暖化対策推進計画」（以下「温対計画」という。）の改定に関する意見（平成 27 年 3 月策定、概ね 5 年毎に計画の見直しの必要性について検討）
 - ・2018 年 12 月 1 日に施行した気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）の策定についての意見

（参考）環境関連の計画体系について



2. 第 11 次環境審議会と環境保全協議会の役割分担

札幌市の環境保全に関する会議体は本審議会のほか、「札幌市環境保全協議会」がある。本審議会と環境保全協議会の役割分担は以下の通り。

■環境保全協議会

…市民や事業者が自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策や、環境の保全に関する市の施策等に関して協議を行う。（施策レベルの協議）

■環境審議会

…第 2 次札幌市環境基本計画で定める長期的な目標や施策の方向を踏まえ、個別計画である「温対計画」や「適応計画」の対策等の内容に不足等がないか、また、整合性が取れているか、という視点で審議を行う。

【参考】「札幌市環境審議会」関係条例・規則

○札幌市環境基本条例（抄）

平成7年12月13日

条例第45号

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 環境の保全に関する配慮の指針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境審議会）

第29条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○札幌市環境審議会規則

平成 8 年 3 月 8 日
規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市環境基本条例(平成 7 年条例第 45 号)第 29 条第 8 項の規定に基づき、札幌市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 審議会の推薦を受けた者
- (4) 市の公募に応じた市民

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

2 札幌市事務分掌規則(昭和 47 年規則第 23 号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成 11 年規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】「札幌市環境保全協議会」関係条例・規則

○札幌市環境基本条例（抄）

（環境保全協議会）

第30条 市民及び事業者が，自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策，環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため，札幌市環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は，その協議の結果を市長に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか，協議会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

○札幌市環境保全協議会規則（抄）

（組織）

第2条 協議会は，委員40人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱する。

(1) 事業者の組織する団体の推薦を受けた者 10人

(2) 環境の保全に関する活動を行う団体の推薦を受けた者 10人

(3) 市の公募に応じた市民 10人

(4) 前3号に掲げる者のほか，市長が適当と認める者 10人

（任期）

第3条 委員の任期は，2年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人以内を置き，委員の互選によってこれを定める。

2 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，協議会の会議の議長となる。

3 協議会は，委員の過半数が出席できなければ，会議を開くことができない。

【参考】第11次札幌市環境保全協議会委員名簿（平成30年11月時点）

氏名	所属・役職
ありが 有我 みつひと 充人	株式会社有我工業所 代表取締役
いしむら 石村 みのる 実	公募委員
おおうち 大内 かずひろ 一弘	北海道グリーン購入ネットワーク 事務局長
かじ 梶 しょうご 正吾	中道リース株式会社 環境事業営業部長
きくた 菊田 こうき 弘輝	国立大学法人北海道大学大学院工学研究院 准教授
こいけだ 小池田 あきら 章	株式会社フレイン・エナジー 代表取締役
さとみ 里見 ともひで 知英	燃料電池実用化推進協議会 事務次長
しばた 柴田 まさとし 真年	公益財団法人北海道環境財団 専務理事
すずき 鈴木 あきのり 昭徳	生活協同組合コープさっぽろ 環境・フードバンク部 グループ長
たかはし 高橋 よしゆき 賢孝	株式会社イワクラ 取締役 環境事業部 部長代行
たけべ 武部 とよき 豊樹	一般社団法人北海道ビルダーズ協会 代表理事
たはら 田原 さやか 沙弥香	一般社団法人北海道再生可能エネルギー振興機構 事務局員
たまお 玉生 すみえ 澄絵	マックスバリュ北海道株式会社 取締役 人事総務本部長
なもと 名本 ただはる 忠治	公募委員
みなかわ 皆川 さとし 智司	公募委員
みやうち 宮内 ひろし 博	株式会社北洋銀行 地域産業支援部 担当部長
わかまつ 若松 とおる 徹	三井住友海上火災保険株式会社 札幌支店 金融法人課長

【参考】気候変動適応法（平成30年法律第50号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 気候変動適応計画（第七条—第十条）
- 第三章 気候変動適応の推進（第十一条—第十五条）
- 第四章 補則（第十六条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

（国の責務）

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 気候変動適応計画

（気候変動適応計画の策定）

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 気候変動適応に関する施策の基本的方向
 - 三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項
 - 四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項
 - 五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項
 - 六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項
 - 七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項
 - 八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項
 - 九 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項
- 3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

い。

(気候変動適応計画の変更)

第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

(評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

(気候変動影響の評価)

第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

第三章 気候変動適応の推進

(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)

第十一条 研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行う。

一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供

二 都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助

三 第十三条第一項に規定する地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助

四 前三号の業務に附帯する業務

2 研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)(第十四条第二項において「調査研究等機関」という。)と連携するよう努めるものとする。

3 環境大臣は、研究所に対し、第一項各号に掲げる業務に関し必要な助言を行うことができる。

(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

(地域気候変動適応センター)

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 補則

(観測等の推進)

第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

(事業者及び国民の理解の増進)

第十七条 国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十八条 国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変

動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第七条の規定の例により、気候変動適応計画を定めることができる。この場合において、環境大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた気候変動適応計画は、この法律の施行の日において第七条の規定により定められたものとみなす。

3 環境大臣は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表することができる。

4 前項の規定により作成された報告書は、この法律の施行の日において第十条の規定により作成されたものとみなす。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」を「、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）及び気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）」に改める。

(国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正)

第四条 国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2 研究所は、前項の業務のほか、気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第十一条第一項に規定する業務を行う。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。